



発行
東京都

目次

告示

○都道の区域変更……………（建設局道路管理部路政課）…一

公告

○開発行為に関する工事完了……………
…（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…三
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………
…（産業労働局商工部地域産業振興課）…三

告示

●東京都告示第六百七十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年五月二十五日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和五年五月二十五日

東京都知事 小池 百合子

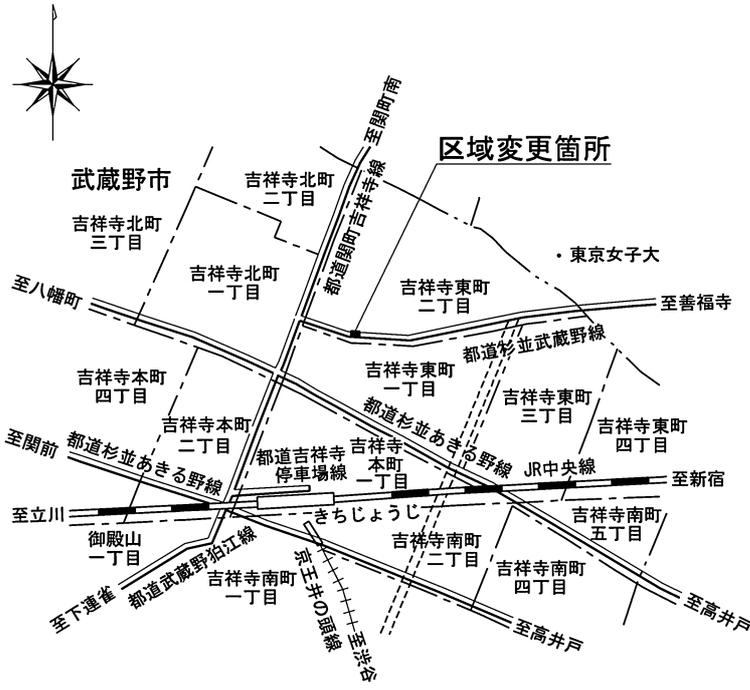
一 路線名 杉並武蔵野

二 変更の区間 武蔵野市吉祥寺東町二丁目五百六十九番
七十地先

三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道杉並武蔵野線区域変更略図
武蔵野市吉祥寺東町二丁目地内

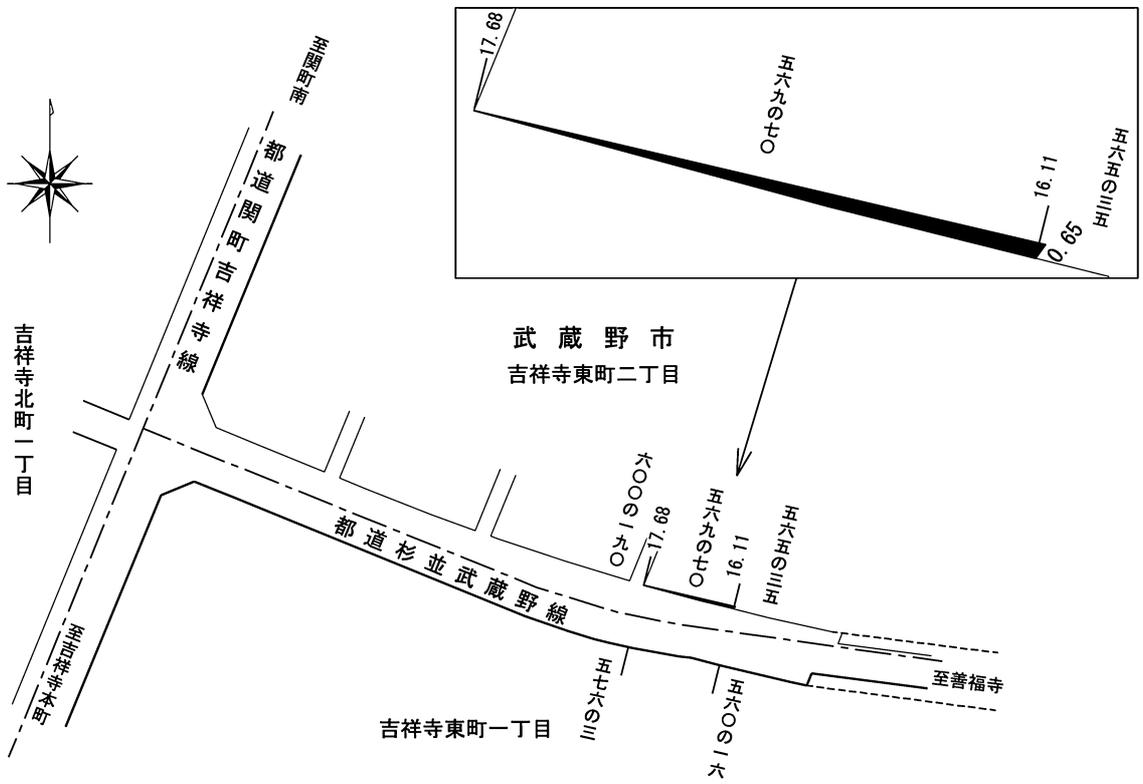


都道
市道

編入区域

延長 二七・五七メートル
面積 一〇・六八平方メートル

計画線



公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和五年五月二十五日

東京都多摩建築指導事務所長

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名

武蔵村山市本町二丁目四十八番三、同番四、四十九番一及び五十九番二
東大和市向原四丁目二十一番地七
株式会社キョーワハウス
代表取締役 高橋 欣尚

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和五年五月二十五日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一

号)に到着するよう提出してください。

令和五年五月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

一	店舗名	ケーズデンキ府中本店
二	店舗所在地	府中市日鋼町一番地四
三	設置者名	株式会社ケーズホールディングス
四	設置者住所	茨城県水戸市城南二丁目七番五号
五	変更前の設置者住所	茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号
六	変更後の設置者住所	茨城県水戸市城南二丁目七番五号
七	変更を行った小売業者の氏名又は名称	株式会社ケーズホールディングス
八	変更前の小売業者の住所	茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号
九	変更後の小売業者の住所	茨城県水戸市城南二丁目七番五号
十	変更日	令和四年八月一日
十一	届出日	令和五年三月二十九日
十二	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
十三	縦覧期間	令和五年五月二十五日から同年九月二十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
十四	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一	店舗名	ケーズデンキ西葛西店
二	店舗所在地	江戸川区西葛西四丁目二番六十四ほか
三	設置者名	株式会社ケーズホールディングス
四	設置者住所	茨城県水戸市城南二丁目七番五号
五	変更前の店舗名	(仮称)ケーズデンキ西葛西店
六	変更後の店舗名	ケーズデンキ西葛西店
七	変更前の設置者住所	茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号
八	変更後の設置者住所	茨城県水戸市城南二丁目七番五号
九	変更を行った小売業者の氏名又は名称	株式会社ケーズホールディングス
十	変更前の小売業者の住所	茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号
十一	変更後の小売業者の住所	茨城県水戸市城南二丁目七番五号
十二	変更日	令和四年八月一日ほか
十三	届出日	令和五年三月二十九日
十四	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
十五	縦覧期間	令和五年五月二十五日から同年九月二十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
十六	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
一	店舗名	テーオーシー浅草ROXビル

二	店舗所在地	台東区浅草一丁目二十五番十五号	一	店舗名	クロスガーデン青梅
三	設置者名	株式会社T O Rアセットインベストメント	二	店舗所在地	青梅市今寺五丁目十三番地一ほか
四	設置者住所	台東区浅草一丁目二十五番十五号	三	設置者名	オリックス株式会社
五	変更前の小売業者の氏名又は名称	合同会社西友ほか二十三名	四	設置者住所	港区浜松町二丁目四番一号
六	変更後の小売業者の氏名又は名称	株式会社西友ほか二十一名	五	変更を行った小売業者の氏名又は名称	株式会社ケーズホールディングスほか一名
七	変更を行った小売業者の氏名又は名称	株式会社ファイブフォックスほか二名	六	変更前の小売業者の住所	茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号(株式会社ケーズホールディングス)
八	変更前の小売業者の住所	渋谷区千駄ヶ谷三丁目六十番七号(株式会社ファイブフォックス)ほか	七	変更後の小売業者の住所	茨城県水戸市城南二丁目七番五号(株式会社ケーズホールディングス)
九	変更後の小売業者の住所	渋谷区千駄ヶ谷三丁目三十八番十二号(株式会社ファイブフォックス)ほか	八	変更前の小売業者の代表者名	松本 忠久(ウエルシア薬局株式会社)
十	変更前の小売業者の代表者名	金治 伸隆(株式会社ティーガイア)	九	変更後の小売業者の代表者名	田中 純一(ウエルシア薬局株式会社)
十一	変更後の小売業者の代表者名	石田 将人(株式会社ティーガイア)	十	変更日	令和五年三月一日ほか
十二	変更日	令和五年二月二十日ほか	十一	届出日	令和五年五月一日
十三	届出日	令和五年三月三十一日	十二	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
十四	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)	十三	縦覧期間	令和五年五月二十五日から同年九月二十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
十五	縦覧期間	令和五年五月二十五日から同年九月二十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。	十四	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
十六	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。			

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001 定価 一箇月 三〇円 六、六〇〇円 (郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 電話 〇三(三八二)五二〇一(代) 郵便番号 113-0001

